川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市条例第６５号

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例（平成２０年川崎市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

別表の１施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

１　施設利用料

種　別	金　額			
	午　前	午　後	夜　間	全　日
	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
集会室	2,940円	4,180円	5,410円	12,530円
和室	730円	850円	1,230円	2,810円
調理室	970円	1,100円	1,470円	3,540円
実習室	730円	850円	1,230円	2,810円
第１学習室	970円	1,100円	1,470円	3,540円
第２学習室	970円	1,100円	1,470円	3,540円

第３学習室	970円	1,100円	1,470円	3,540円

別表の２設備利用料の表中「３，３６０円」を「３，６９０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。